

資 料

大刀洗町総合計画審議会規則

（平成19年12月13日規則第25号）
改正 平成20年3月25日規則第7号
平成20年10月6日規則第32号
平成20年11月4日規則第35号

（設置）

第1条 この規則は、大刀洗町附屬機関に関する条例（昭和44年大刀洗町条例第11号）第2条の規定に基づき、町長の諮問機関として大刀洗町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて大刀洗町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 公共的団体
- (3) 公募に応じた者
- (4) 識見を有する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬等）

第7条 審議会委員の報酬及び旅費の支給については、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年大刀洗町条例第17号）に定めるものとする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において行う。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月6日規則第32号）

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成20年11月4日規則第35号）

この規則は、平成20年11月4日から施行する。